

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 7 年

第 1 回東栄町議会定例会 会議録

(第 2 日)

令和 7 年 3 月 1 0 日 (月)

令和7年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年3月10日（月） 開議 午前10時00分
散会 午前11時53分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>3番 浅尾もと子</u>
<u>4番 櫻井孝憲</u>	<u>5番 伊藤真千子</u>
<u>6番 西谷賢治</u>	<u>7番 村本敏美</u>
<u>8番 加藤彰男</u>	

欠席議員 2番 佐々木一也

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	生活環境課長	伊藤仁寿
福祉課長	亀山和正	経済課長	佐々木豊
建設課長	原田経美	教育課長	青山章
診療所事務長	高尾公彦		

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

総務課 加藤寿基

令和7年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 1番 岡田浩二
- (2) 3番 浅尾もと子
- (3) 4番 櫻井孝憲

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。出席議員は7名です。なお、佐々木一也議員から療養による欠席届が出されていますので、これを受理しております。また、税務会計課長から欠席の連絡を受けております。日程第1、一般質問を行います。本定例会の一般質問の通告は4名でしたが、佐々木議員の欠席により議事日程を変更し、3名となります。質問は答弁を含め50分以内で行います。質問者、答弁者ともに、質問時間を守ってください。質問者は最初に一括質疑方式または一問一答方式のどちらの方法で質疑を行うか述べてください。答弁者ははじめに発言台で行い、その後の再質問に対する回答は自席で行ってください。なお会議規則では、一般質問は町の一般事務について質すとされています。また発言は全て簡明にするものとされています。質問者、答弁者ともに、会議則に沿って発言されるようお願いいたします。なお、それぞれの議員の一般質問の前に、事務局の準備のため、少し時間をとりますので、事前にご了解をお願いいたします。

----- 1番 岡田浩二 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは1番、岡田浩二議員の質問を許します。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

1番、岡田浩二です。まず質問に入る前に、本日、大船渡市で山林火災の避難指示が全面的に解除されるとの報道を聞きました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、消火活動や避難対応に尽力された関係者の皆様に深く感謝申し上げます。それでは議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。今回は、行政評価を活用した町の未来展望についてお伺いをしたいと思います。行政評価、なんだか

難しいような言葉だなということを近隣の方にも言われました。いやそんなことはない。自分自身を見つめ直す手段なんだよということをお話をしたことがございます。私が知る限りでは、行政評価とは市町村や都道府県がみずからの行政運営や政策の効果を評価し、改善に繋げる仕組みです。簡単に言えば、町が自分たちの仕事を振り返り、うまくいっているかをチェックする作業と言えます。近年自治体における行政評価の重要性が高まっております。その目的は、住民ニーズへの対応、行政サービスの効率性、効果性の向上、透明性、公平性の確保、説明責任の強化、そして未来を見据えた町政運営の実現であります。私自身、福祉施設を経営していた際には、福祉施設の第三者評価制度を活用しておりました。この制度は、公正中立な第三者機関が専門的な視点から、施設の運営やサービスの質を客観的に評価し、改善を促すものです。私もこの評価を通じて、経営を振り返り、より良い運営に努めてまいりました。先般、他自治体を視察する機会がございました。視察を通じ、近隣の自治体でも行政評価が導入されていることを確認いたしました。全国的には多くの自治体が導入が進んでいるものの、町村レベルではまだ普及率が低いのが現状であります。一方で、中には議会も関与し行政評価を共有活用している自治体もありました。そこで本質問では、東栄町における行政評価制度の導入について、現状と課題、そして今後の展望についてお伺いをいたします。それでは最初に行政評価の現状と町の認識をお伺いいたします。本町において、行政評価または行政評価に相当する仕組みは存在しますか。存在するならば、その内容、実施体制、評価結果の活用状況を説明してください。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それではお答えしたいと思います。町における行政評価としましては、これまで外部有識者や住民代表等で構成する総合計画戦略会議で施策の進捗状況等について評価を行っており、その助言等を受け、以降の施策検討、見直しに活用をしております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

確認をいたしました。ただいま総務課長のご回答にあったように、本町における行政評価は、総合計画戦略会議において施策の進捗状況の評価し、その助言をもとに施策の見直し等を行う仕組みになっているとのことでした。しかしながら、現状では主に定性的な評価にとどまっております。具体的な数値を用いた定量的な評価や施策と予算の関係を分析する仕組みは導入されていないとのことであります。施策の効果をより客観的に検証し適

切に活用するためにも、数値を用いた定量的な評価の導入が望ましいことを申し上げ、次にいきます。次は人口減少、超高齢化で予算や人員が限られる中、行政評価をどのように位置づけ、どの程度の負担感があると認識しているかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

行政評価は実施した施策を見直し磨き上げていくために必要なステップであり、より実効性のあるものとなるよう、手段や内容については都度検討をしてきましたが、負担感としては大きいものと認識しております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

確認をさせていただきました。総務課長のご回答にあるように、行政評価は施策を見直し磨き上げる重要なプロセスであることは理解できます。しかし、負担感が大きいとの認識がある以上、評価自体が目的化してしまうのではなく、より効果的かつ効率的な手法を検討し、限られた人員や予算の中でも最大限の効果を上げられる仕組み作りが求められると考えます。特に評価の結果がどのように町政運営や予算編成に反映されるのか、その実効性を高める工夫が必要ではないでしょうか、を申し上げ次にいきます。次は行政評価の課題であります。東栄町のような小規模自治体において、従来型の詳細な行政評価は負担が大きい可能性があります。その上で、負担を軽減しつつ評価を行う方法についてお伺いをいたします。1 点、小規模自治体に適した簡易な行政評価の方法、例えば外部専門家の活用、デジタル化、アンケート活用などを検討したことはあるかどうかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今議員の言われた、そういった方法を検討した経緯はございません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ただいまのご回答ではそうした方法を検討したことがないということですが、この人口減少と財政制約が進む中で限られたリソースを有効活用しつつ、行政評価を行う工夫は不可欠ではないでしょうか。特にデジタル化の活用や、外部専門家との連携、それから住民アンケートの実施などは負担を抑えながらも、効果的に施策の実効性を高める手段となり得ます。他の自治体では簡単な重要業績指標、通称 KPI と申しますけど、KPI を設定し、最低限の指標を評価するなど、実行可能な形で調整している事例もございます。本町においても、評価そのものを負担と捉えるのではなく、町の発展に繋がる手段として今後どのような形が適しているのかを議論し、工夫していくことが求められるのではないかと考えます。次にいきます。次に住民の意見を行政評価に反映させる仕組みがあるかどうかをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

現時点で直接的に住民の意見を反映する仕組みはございません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

確認いたしました。小規模自治体では住民との距離が近い利点を生かし、アンケート調査や、意見交換会、オンラインツールを活用したフィードバック制度など、無理なく実施できる手法も考えられます。東栄町には出前講座がございます。その利用も有効かと思えます。行政評価が行政内部の者にとどまらず町民の実感と合致したものとなるよう、今後どのような形で住民の意見を取り入れていくか、前向きな検討をお願いしたいところであります。次にいきます。2 目として、本町の行政評価はどのような目的で行われているのか、実際に政策改善に繋がった事例があるかどうかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

行政評価としましては、これまでの取り組みを振り返り行政の外側から指摘、助言評価を受けることで、施策の改善や見直しを行い計画の更なる推進を目指すものです。行政評価により進捗状況等に対する助言等を受け、施策の見直し等に活用しておりますけども、政策の大きな見直しを行った経緯は今のところございません。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

確認をさせていただきました。行政評価を施策の見直し等に活用しているとしながらも、政策の大きな見直しを行った経緯はないとの回答に、評価というものに対しやや私矛盾を感じます。施策の見直しと政策の見直しは、評価のステップ段階では一体のものだと思います。政策は全体的な方針を示すものであり、施策は政策を実現するための具体的な取り組みであります。行政評価の目的は、施策の改善や見直しによる政策目標の達成度向上にあります。にもかかわらず、政策の大きな見直しに繋がった例がないという説明では、行政評価の有効性が疑問視をされます。施策レベルでの改善は行われていても、それが政策目標の達成にどれほど貢献しているのか不明であります。現状の説明では、行政評価が実際に機能していない可能性を示唆しており、予算委員会等の質疑において、この点を確認していきたいと思います。次にいきます。町の実情に合った行政評価の方法についてお伺いをいたします。愛知県では行政評価システムを導入し、行政の透明性の向上、施策の成果や行政サービスの質を評価し改善に繋げる取り組みを行っておりますが、東栄町の実情に合った柔軟な評価方法の導入も重要であります。そこで、次の点についてお伺いをいたします。必要最小限の評価を行う簡易型行政評価を導入し、負担軽減を図る考えはあるのかをお伺いいたします。また、あわせ事業の成果を定性的に評価する簡易チェックシートや、住民満足度調査を組み合わせた評価方法の導入はどうかをお伺いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

評価の方法につきましては様々あると思いますけども、議員が言われるような評価方法を含めて評価が施策に繋がっていくよう仕組み作りをしていきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

総務課長からただいま施策に繋がる仕組み作りを進めていくとの回答をいただき、心強く思います。行政評価が実効性を持ち、町の発展に寄与するものとなるよう、本町の実情に合った柔軟な方法をぜひ検討、実施していただきたいと思います。また、評価の効果を実感できるよう、今後どのような形で進めていくのか、議会とも情報共有しながら取り組んでいただければと思います。次にいきます。デジタルツール、簡単なデータ集積やアンケート分析を活用し、行政評価を効率化する考えはあるかお伺いをいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほど負担感の話もありましたが、効率化という観点ではデジタルツールの活用も有効であると考えております。総合的な効果とのバランスも十分に考慮しながら検討していきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ただいま総務課長からご回答いただき、デジタルツールの活用を前向きに検討する姿勢が示されたことは大変意義のあることだと私は考えます。行政評価の効率化は単に負担を減らすだけでなく、評価の精度向上や住民の意見の反映にも繋がる重要な取り組みであります。デジタルツールの導入についてはコストや運用面の課題もあるかと思いますが、他自治体の事例も参考にしながら、町の実情に合った形で具体的な検討が進むことを期待をいたします。最後の質問にいきます。町の方向性を確認したいと思います。第一回定例会は来年度予算審議の場となります。厳しい財政状況の中、東栄町では予算の効率的な運用と、限られた予算でも昨年以上の成果を上げる取り組みを評価基準とすることである種の行政評価に基づいた予算削減も視野に入れていると私考えます。本町において、本町としてどのような行政評価の仕組みを目指し、東栄町の方向性、未来展望をどのように考察しているのかをお伺いをいたします。町長お願いいたします。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。先ほど来回答させていただいております通り、行政評価等とは行政の様々な活動を町民にとって効果は何か、当初期待した目的通りに成果があがっているかという、こういった視点で評価検証することですね、より効果的・効率的な行政運営を追求する手法であるというふうに思っております。特に民間企業で培われた管理手法であります、マネジメントいわゆる PDCA サイクルをですね、行政運営に取り入れようとするものであるというものであります。先ほども総務課長から行政評価の現状と認識の質問 1 でもお答えをしてさせていただいておりますが、東栄町総合計画の戦略会議設置要綱を定めて東栄町の総合計画および東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施をされた施策等に対し、その評価を行うために東栄町総合計画戦略会

議を設置をさせていただいてですね、施策の進捗状況等について評価を行うこととしておるところでございます。内部評価と外部評価等があるわけでありましたが、コロナ禍の影響もあってですね、直近は外部評価が実施できていない状況でありました。そういう状況であったわけでありましたが、一方内部におきましては、年度における実施計画の事業レビュー、いわゆる再評価等はさせていただいておりますし、できておるといふふうに思っております。予算見直しなどにもこういったことを含めて対応しているところでもあります。また現行の第6次総合計画、いわゆる実施計画を構成する事務事業を対象にですね、事務担当者レベル等の行政評価を実施をし、次年度の予算編成にも活用しているところでもあります。そして計画変更もその都度行っているところでございます。したがって、従前の方法での行政評価が間違っているわけではないというふうに思っておりますが、有効に機能する行政評価とならなければ役割を果たせないと考えておるところであります。したがって今後はですね、ちょうど来年度で第6次の総合計画終了となりますので、新たな総合計画、いわゆる第7次の東栄町総合計画の策定に合わせて最善の手法をもって新たな行政評価による成果を重視した町政運営に努めていかなければいけないというふうに考えているところでもあります。行政活動を様々な目で評価し、PDCAサイクルが機能することが行政評価の目指すところでもありますので、効果や効率面も含めて本町に適した仕組みになるよう今後検討させていただきますし、この町にとって必要な政策が展開できるよう今後進めていきたいというふうに考えております。来年度から次期東栄町総合計画策定の準備に取りかかってまいりますので、その中でも行政評価の活用、いわゆる見える化、計画の進捗管理、事業見直し、意識の改革を図ってまいりたいというふうに思っております。当然であります、東栄町の地域性を踏まえた、先ほど議員のお話でもありましたように、議会での審議を中心に議論をいただきたいと思っております。そうした方向づけをもって将来の持続性をですね、実現してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

ありがとうございました。町長からのご回答を含め、これまでの東栄町の行政評価について多角的に確認ができました。愛知県の行政評価制度の影響を受けつつも、町独自の評価のあり方が問われていると感じます。多くの自治体では、総合計画に基づき、施策の進捗を確認する仕組みを持っています。東栄町においても東栄町総合計画に基づく評価が行われておりますが、現状ではその機能性に課題があり、より実効性の高い仕組みが求められています。行政評価は、単なる財務、業務評価にとどまらず、住民の暮らしの質を向上させる実効性のある評価であるべきです。説明責任を果たし、町政への信頼を高めるためにも、住民との対話を通じた評価プロセスの導入や地域の特性に合った指標の設定が不可

欠です。こうした視点を踏まえ、より効果的な行政評価の実現に向けた取り組みを期待し、私からの質問は終わります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で1番、岡田浩二議員の質問を終わります。次の質問の準備までしばらくお時間いただきますので、準備でき次第ということで次の質問に移ります。しばらくお待ちください。

----- 3番 浅尾もと子 議員 -----

議長（加藤彰男君）

次に3番、浅尾もと子議員の質問を許します。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。議長の許可のもと、一括質疑方式で一般質問を行います。今回の質問は8問を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。まず質問の1つ目は、医療充実のための努力についてお尋ねいたします。村上町制10年間で高齢化した東栄町北設楽郡から入院ベッドがなくなり、救急医療、透析施設がなくなり、私は実に多くの町民の方の訃報に接してまいりました。私は朝晩国道を走って行く救急車のサイレンを聞き、救急車を追いかけるご家族の車を見るとき、医療崩壊のみならず地域まで崩壊していくように感じております。そこで、過疎地域などの医師確保に向けた国の取り組みをまずご紹介したいと思います。厚生労働省が今年の12月医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージというものを示しております。そのうちの1つで、重点医師偏在対策支援区域という区域を設けます。つまり、都道府県がこの地域が最も医師が足りないと位置づけた地域について医師への手当の増額や、土日の代替医師の確保など財政支援、また年配のドクターも含む全世代対象のマッチング支援など、従来の僻地対策を超えた医師確保の取り組みを行うとしております。このような国の政策を踏まえて伺います。①重点医師偏在対策支援区域、つまり医師が最も足りないとされる区域であります。それを指定するのは愛知県であります。確実に指定を受けるために、町を挙げて意思表示をしていく必要があると考えます。医療圏の会議などで私達の北設楽郡の深刻な医療過疎の現状を訴えて、愛知県に対して、東三河北部医療圏を重点医師偏在対策支援区域に指定するよう求める考えはないか伺います。②県内で唯一、第一次救急医療の未実施地区、この地図でいいますとここですね。真っ白な図になっている。第一次救急もないという地区が北設楽郡だけであります。土日や夜間の初期救急を提供するため、愛知県に医師派遣を求める考えはないか伺います。③東栄町では3年連続で常勤の医師が退職しております。多くの町民は今おられるお2人の常勤医師が新年度も勤務してくれるか不安に思っております。そこで東栄診療所の新年度の常勤医師の体制の見込みをお伺いいたします。

2 問目は、透析患者の把握と支援を求める質問であります。愛知県は透析患者を要援助者と位置づけ、市町村に患者の把握や災害時に専門的治療を継続できるように関係機関と連携を図り、機能している医療機関や、そこまでの移送手段に関して情報提供を行うよう求めています。町は昨年 6 月議会で、専門的治療の継続が確保できるよう、医師会や保健所と連携を図ると答弁しておりますので今回はその具体化についてお伺いいたします。①町は透析患者を把握し、個別避難計画を作成したか伺います。また地震等により、透析施設への道路が寸断された場合、透析患者さんを誰がどんな方法で移送するのかお伺いいたします。②透析患者の通院費などを助成する東栄町の障害者施設等通所通院交通費助成事業であります。現在片道 10 キロ以上の通院通所に対して 1 日 210 円から 500 円を助成するものとなっております。ただ今、ガソリン価格が全国平均 184 円にまで及ぶ歴史的な燃料高騰にあつて、それに見合う増額を求めたいと思います。認識を伺います。3 問目は、中部蛋白の悪臭対策についてです。町が昨年 8 月の 2 日、中部蛋白飼料株式会社の敷地境界で臭気指数測定を実施した結果、規制基準値が 18 以下のところ、測定された値はギリギリの 17 でありました。そこで伺います。①町は中部蛋白飼料株式会社が年間を通して臭気指数 18 を超える悪臭を排出することはないと考えているのか伺います。また、年一度の測定で実態を把握できると認識しているか伺います。4 問目は新入職員の条件付き採用期間の延長と免職についてです。昨年 11 月末、名古屋地方裁判所は、東栄町が新入職員の条件付き採用期間、一般的な試用期間にあたりますね。その期間を延長して、その後に免職したことを違法とする判決を出しており、町は現在控訴しております。ここでは裁判の内容には触れませんが、町の新入職員に対する処遇のあり方についてお尋ねしたいと思います。私の情報公開請求で 2015 年 4 月からの村上町政が今年 1 月までに条件付き採用職員、つまり新入職員の方に対して条件付き採用期間、つまり試用期間の延長に当たる処分を 14 件行っておりました。さらに、解雇にあたる分限免職処分が 3 件あったことがわかりました。そこで伺います。①町が昨年 12 月議会で、条件付き採用期間の延長件数を 9 件と答弁した理由を伺います。実際に情報公開で出てきた処分は 14 件あったからです。②条件付き採用期間の延長 14 件、分限免職 3 件の理由ごとの件数を伺います。③森田昭夫町政、尾林克時町政、それぞれの新入職員に対する条件付き採用期間の延長および分限免職の件数を伺います。4 点目、私の調査では東栄町以外の東三河 7 市町村で 2015 年 4 月以降の条件付き採用職員に対する条件付き採用期間の延長は豊橋市 4 件、豊川市 6 件、蒲郡市 3 件、田原市 4 件でありました。延長の理由は全て、病気休職などで採用から 6 ヶ月間に実際に勤務した日数が 90 日間に満たなかったという場合でありました。そして、新城市、設楽町、豊根村では、条件付き採用期間の延長を 1 件も行っておりません。免職もゼロでありました。東栄町でだけ 14 件もの延長が行われたことは特徴として際立っていると思います。処分の背景に、町独自のどんな理由があるのか伺います。5 問目は、ヤングケアラー支援について伺います。大人が本来担うべき家事や家族の世話などを日常的に行う子供や若者はヤングケアラーと呼ばれます。愛知県の 2022 年の調査では、小学 5 年生の 6 人に 1 人、中学 2 年生の 9 人に 1 人、高校 2 年生の 14 人に 1 人が世話をしている家族がいると回答しています。全国でヤングケアラー日常的な状況に

なってきたしまっているということですね。全国の市町村で今、ヤングケアラー支援が広がっております。群馬県の高崎市ではヤングケアラーSOSとして、掃除や調理、家族の介護や兄弟の世話など1日2時間、週2回まで無償で支援しております。埼玉県川口市は家事等支援業務に加えて、家族のケアをする子供応援金として、月額5,000円から1万円以上支給するという事業を行っています。さらに兵庫県や山梨県甲府市などたくさんの自治体が配食支援を行っています。以上を踏まえて伺います。①町のヤングケアラーへの具体的な支援策、支援体制を伺います。6問目は、学校体育館へのエアコン設置を求める質問であります。文部科学省は、学校体育館へのエアコン設置、今強力に推進しております。エアコンの設置費用や壁や屋根などの断熱工事費用の2分の1を7,000万円を上限に補助する空調設備整備臨時特例交付金の事業に加えてですね、令和7年度予算では、体育館空調の光熱費への地方交付税措置を予定しております。以上を踏まえてお伺いいたします。①町は、小中学校体育館へのエアコン設置をいつまでに行うのか、認識を伺います。年々、夏の暑さが厳しくなっています。子供たちが安心して運動ができる環境を守るため、また災害時に体育館への避難を余儀なくされるであろう町民の皆さんのために、ぜひ早急な設置を求めたいと思いますが、認識を伺います。7問目は、ケーブルテレビ利用料の減免を求める質問です。北設広域事務組合は、令和9年度までに、北設情報ネットワークの民間譲渡を予定しております。民間譲渡後のケーブルテレビだけを利用する場合の利用料が、現在の月額1,100円から2,640円へと増額する見込みでございます。さらに生活保護の利用者の方では、現在減免措置があって550円で利用できる場所、2,640円と最も大きな負担が寄せられることになります。町の支援で負担を減らすことができないか、認識をお伺いいたします。最後の質問は、奈根残土処分場と道の駅建設についてです。峰野修愛知県議が広報とうえいの1月号に新年の挨拶として書いた原稿が町民から本当に大きな驚きと怒りの反響が寄せられております。できるだけ早く町庁舎の移転新築と道の駅新設をと、このように書かれたものです。町民の皆さんが違和感を持つのがなぜかといいますと本来町政に責任を持つべき町長が新年の挨拶の中でこの2つの事業について、非常に大きな事業について触れていないからであります。私は県議による町政への異常な介入だと考えます。県議の言う、道の駅とうえい(仮称)について以下伺います。①昨年12月議会で、町は県の奈根残土処分場の上に建造物を想定していると答弁しました。ヒ素など有害残土を埋め立てた場所に道の駅を構想しているのか、県議の挨拶を受けて、改めてお伺いいたします。②国の浜松河川国道事務所が東栄町の横見や新城市の浅谷、浜松市佐久間町吉沢に設置した残土処分場、また愛知県が設楽町岩古谷に設置した残土処分場など、ヒ素などを含む有害残土処分場の先行事例では、有害残土を包む遮水シートに高弾性タイプという上級グレードのシートを採用しております。しかし愛知県は、東栄町の奈根残土処分場には性能が劣る中弾性タイプを採用しております。なぜ村上町長、愛知県に先行事例と同様の対策を求めなかったのか伺いたいと思います。そして性能に劣る材料が使用されていることがわかった今、なぜ抗議しないのかお伺いいたします。以上で質問を終わり、残り時間で再質問いたします。

議長（加藤彰男君）

3番、浅尾もと子の質問がありました。執行部の回答を求めます。初めに福祉課長の回答を求めます。

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

それでは、私からは、1の①②そして2番、5番につきまして、お答えさせていただきます。1の①でございますけども、医療圏の会議等で深刻な北設楽郡の医療過疎の現状を訴え、県に東三河北部医療圏を重点医師偏在対策支援区域に指定するよう求める考えはないかのご質問でございますが、厚生労働省が公表しました医師偏在に向けた総合的な対策パッケージでは今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師が確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、優先的かつ重点的に対策を進めることとされております。重点医師偏在対策支援区域の設定にあたっては、都道府県が厚生労働省の提示する候補区域を参考としつつ、医師偏在指標などを考慮して選定することとされておまして、地域医療対策協議会で協議の上、当該地域を選定することとなります。昨年末の12月に出されたばかりの対策でございますので、具体的には不透明な部分もございますが、協議会等の場で考えたいと思います。続きまして同じく1の②でございますけども、県下唯一の第一次救急医療の未実施地区である北設楽郡で、土日や夜間の初期救急を提供するため県に医師派遣を求める考えはないかのご質問でございますが、一次救急確保のために県に医師派遣を求める考えはないことかとのご質問でございますが、医師だけを確保すればできるという短絡的なお話ではないかと思えます。365日、夜間、祝日休日、年末年始を受け入れる体制整備につきましては、医師、看護師をはじめ、他のコメディカルを含めた人員確保の困難さや、実施場所の問題、費用対効果の問題などを十分検討する必要があると考えます。従って、一次救急実施を目的とした医師派遣を現状では求める考えはありません。続きまして2の透析患者の把握と支援を求める①でございますが、町は透析患者を把握し、個別避難計画を作成したか。また、地震等により透析施設への道路が寸断された場合、透析患者を誰がどんな方法で移送するか伺うとのご質問でございますが、個別避難計画を作成する元となる要援護者台帳の登録する条件でございますけども、要介護認定3から5を受けているもので、在宅の方、身体障害者手帳1、2級の第1種を所持する方、療育手帳ABを所持する知的障害者の方、精神障害者保健福祉手帳1級2級を所持する単身世帯の方、要介護認定1、2の認知症の単身世帯の方、そして避難行動時の支援を必要とする難病患者の方が登録の対象となっています。この条件に該当し、要援護者台帳への登録を同意された方が要援護者台帳に登録され、個別避難計画が作成されます。透析患者のうち、身体障害者手帳1級2級を所持する方など該当者は要援護者台帳の登録通知を送付しております。透析患者数は把握しておりませんが、主要成果報告書により、令和5年度障害者手帳の所持者のうち、腎臓に障害をお持ちの方は19名となっております。また災害時、道路が寸断された場合の透析患者の移送につきましては、町防災計画によりまして、町災害対策本部に

において広域的応援が必要と判断した場合には、愛知県に要請を行います。愛知県は災害対策実施要綱におきまして、人工透析患者は大量の水、電気、衣料品、スタッフの確保が必要であり、愛知県災害医療調整本部が県透析医会等を通じて得た透析可能医療機関の情報を県民に提供することで、災害拠点病院、近隣では信州市民病院等に集中しないよう調整、または搬送先の確保のため、県災害対策本部の方の中で必要な調整を行いますので、道路が寸断されたような大規模災害の場合には、愛知県と連携を行う中で支援を行っていきます。続いて2の②のご質問でございますが、透析患者の通院費などを助成する障害者施設等、通称交通費助成事業につきまして、燃料費高騰に見合った増額を求めたいが、認識を伺うのご質問でございますが、障害者施設等、通称交通費助成事業につきましては、公共交通機関を使用した場合は実費の半額となっており、交通費の自己負担の半額程度を助成することを目安に設定しております。片道10キロから20キロまでは210円、5キロ遠くなることに伴いまして60円増額し、片道40kmまでは1kmあたり10.5円から12.5円を助成しております。交通費の助成費用を再計算してみましたところ、助成費用を増額するまでの影響はなく、要綱に定める経済的負担の軽減の目的は果たしているものと考えております。続きまして5番のヤングケアラー支援についてのご質問でございますが、町のヤングケアラーへの具体的な支援策、支援体制を伺うのご質問でございますが、ヤングケアラーはこども・若者育成支援推進法におきまして、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者としております。ヤングケアラーの支援に当たり、本人が自ら置かれた状況に気づき、周囲の人たちにも本人の状況や心情を理解することが大切です。そのためにヤングケアラーの周知や対象者の把握を教育委員会、小中学校関係機関と連携し、対象児の把握や対応に努めておりますが、今のところそのような事例は把握しておりません。現在のところ、ヤングケアラー本人に対する具体的な支援策はありませんが、背景には家族が抱える様々な課題が関係し合っていることは特徴として挙げられています。そのため対象となるこども・若者を把握した場合、家族の中の充足されていないニーズを満たす支援策として、どんなサービスが必要なのか、医療、介護、福祉に関係する支援の利用を関係機関で検討し、提供することにより、家族の支援に繋がるものと考えております。

議長（加藤彰男君）

次に東栄診療所事務長の回答を求めます。

事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

私の方から大きい1番の③番、診療所の新年度の常勤医師の体制の見込みを伺うについて回答させていただきます。現在のところ、令和6年度と同じ体制での対応を考えております。

議長（加藤彰男君）

次に生活環境課長の回答を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

私からは大きな3番、中部蛋白の悪臭対策について回答させていただきます。乾燥機の入替え以後、苦情件数も減少していることを考慮しますと、18超の悪臭は排出されていないものと考えております。また、過去の苦情の状況は、梅雨から夏季に多いため、この時期における測定をすることで把握できるものと考えております。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に総務課長の回答を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

私からは大きな4番、新入職員の条件付き採用期間延長と免職、大きな7番のケーブルテレビ利用料の減免を求める。この2つについて回答させていただきます。まず、大きな4番の①ですけれども、町が昨年12月議会で条件付き採用期間の延長を9件と答弁した理由を伺う。こちらですけれども、延長した人数が9人ということで9件とお答えしたと思いますけれども、勤務状況等を見て、その都度判断したため1人につき2回といった複数回の延長をした例があり、9人で14件ということになります。次に条件付き採用期間延長14件、分限免職3件の理由ごとの件数を伺う。こちらですけれども、9人の理由については勤務成績不良となりますが、能力の実証が十分でないものが3人と、心身の故障によるものが6人となっております。次に3番ですけれども、森田昭夫町政、尾林克時町政、それぞれの条件付き採用期間の延長および分限免職の件数を伺う。こちらですけれども、条件付き採用期間の延長に係る規則制定は平成26年度に制定しており、ご質問にありました森田町政のときには制度もございませんでしたので条件付き採用期間の延長や免職はありませんでした。平成26年度に本制度を制定し、平成26年度中に2件、人数は2人の条件付き採用期間の延長があり、免職はございませんでした。次に4番の新城市、設楽町、豊根村が条件付き採用期間の延長を行っていない、東栄町でのみ14件もの延長が行われた背景に町独自のどんな理由があるか伺うということですが、公務員全体として職員採用が依然として困難な状況ではありますが、特に本町において退職者補充もままならず、採用試験の応募者も限られた人数であり、採用試験での職務遂行能力を判断することは非常に難しく、その限られた受験者の中でも採用辞退者が多い状況が続き、担当1人体制を取らざるを得ない非常に厳しい状況が続いております。こうした本町の状況下で大きな自治体が行っているようなフォロー体制にも限界があり、厳しい状況であるため、採用後半年の条件付き採用期間終了時に免職にするのではなく、その職員への延長後の条件付き採用期間中に改善等により、公務員として職務を遂行する能力の実証ができれば本採用との道を開いております。次に大きな7番ですけれども、ケーブルテレビ利用料金の減免を求めるという

ことでケーブルテレビ単独の利用料を町の支援で減免するよう求めたいが認識を伺うということですが、町が単独で支援することは今のところ考えておりません。

議長（加藤彰男君）

次に教育課長の回答を求めます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

私からは大きな6番、学校体育館へのエアコン設置を求める。①町は小中学校体育館へのエアコン設置をいつまでに行うか、認識を伺う件で回答させていただきます。小中学校体育館への空調整備の時期ですが、具体的には決まっておりません。児童生徒の暑さ対策、費用面、避難所としての役割などを考慮して今後計画的に進めてまいります。

議長（加藤彰男君）

次に建設課長の回答を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

私からは8番の道の駅構想と奈根残土処分場についてお答えします。まず最初の1番目ですけれども、町は県の奈根処分場の上に建造物を想定している、道の駅を構想しているかということですが、これは何度も質問をいただいておりますけれども、道の駅を構想しているわけではございません。広い土地となるため、利活用の可能性として示したもので、覆土の厚みを確保するためや土地の整地を行ってもらい、対策土が表面近くまで処分されないために、建築物を想定して計画としていただいているものです。それから2番目の国の浜松河川国道事務所の設置した横見残土処分場や県が設置した岩古谷残土処分場で、ヒ素等の有害残土を封じ込める遮水シートに高弾性タイプのシートを採用している。なぜ県に同様の有害残土対策を求めないかということですが、こちらでも何度も質問をいただいておりますけれども、タイプだけを取ると高弾性と中弾性にはお互いに優れている事項や劣っている事項があります。高弾性は耐薬品性などに優れていますけれども、非常に硬いため施工性が劣っています。また、製品として検討しますと、新たに開発された使用実績が増加している製品を使用しており、高弾性タイプと同等とした規格値を上回る製品であり、信頼できるものであります。現場の状況などを見極めて、総合的に判断して決定していると説明を受けておりますけれども、この製品を20シートで施工もしていますし、安全性は高いと認識しているため了承しているものです。

議長（加藤彰男君）

執行部からの回答が終わりました。ただいまの回答に対して、再質問ございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ご答弁いただきましたのでまず3問目の中部蛋白の悪臭対策についてお尋ねしたいと思います。ただいまのご答弁、1年間を通してですね、18を超える数値が排出されていないとの見解を示されました。私自身は疑問を持っております。こちらの資料なんですけれども、中設楽地区に在住の町民Aさんが長年にわたって自ら体感した悪臭を記録した資料でございます。ご厚意で借り受けてまいりました。匂いを感じた時間やどんな匂いか、例えばフンの臭いなのか、羽や肥料焦げなどの臭いなのかそういった臭いの種類ですとか、臭いの強さなどを記載したものであります。先ほどご紹介した規制基準ギリギリの臭気指数17を観測した昨年8月2日Aさんは強臭を感じたと記録しています。強い臭いということでございます。同じく強い臭いが記録された日はですね、この8月、なんとたくさんあるんですね。13日間、同様の強い匂いを感じておられます。さらに、7月は6日間、6月が12日間、5月が14日間でありました。この間に、規制基準18を超える臭気が発生していた可能性はあるのではないのでしょうか。また、この点について認識を伺いたいと思います。そしてですね、この悪臭を記録したAさんによりますと、1日のうち臭いが最も強まるのは午後2時頃だといひます。私が情報公開請求で過去何度か提供を受けた資料によりますと、東栄町の過去9回の臭気指数測定の結果を私はいただいておりますが、その臭気を採取した時刻は午前10時台が5回、11時台が3回、13時台が1回でありました。その中で唯一規制基準18を超える21という数値が検出されたのは、Aさんが言うように、午後1時台、13時台の測定を行ったときでありました。午前中の測定では、実態を正確に把握できないのではないのでしょうか。私は実態を把握するために、測定回数を1回からそれ以上に増やすこと、それから午後の測定を行うべきだと考えますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

先ほどもご答弁させていただきましたが、苦情件数自体が減少していることを考えますと、18超の悪臭は排出されていないのではないかなというふうに考えております。時間についてですが、これは業者さんとの相談が必要になるかと思いますが午後の方でできないかという検討はしていきたいと思ひます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

苦情がないということが対策を十分にとらないという根拠となっているのかなというふうにご答弁で感じました。こちらAさんの記録した4年間の傾向を私抜き出してまいりま

した。Aさんが強い臭気を感じた日数を抜き出したものであります。こちらなんですけれども、例えば21年から24年までですね、ほぼ毎日のように自分で感じられた臭いの強さを計測して記しておられるんですけれども、4月には4年間で45回、5月には4年間で43回臭いの強いという日があったわけでございます。まさにこれからの季節です。Aさん曰く、悪臭は季節の風向きによって変化して、冬季に少なく暖かい季節に増えると先ほど課長がおっしゃった通りだと思います。まさにこれからの問題であります。Aさんはかつて毎日のように臭うということで、毎日のように町に苦情を言っていたという時期があったと聞きますが、しかし改善しなかったという経験から、日常的に悪臭を感じていても町には通報しなくなったといえます。町政に対する不信の結果であります。そして、町は具体的な実態をどれだけ把握しているのかと言われます。町が聞き取りをすれば臭うと。布団を干すのをためらうと。このように答えるんだというふうに言われます。しかし、町は町民の意見を聞く場である地区懇談会を開いていないということも言われました。今年こそ中設楽地区の皆さんに悪臭問題への率直な意見を聞くためにですね、地区懇談会実施していただきたいと思いますが、認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

地区懇談会につきましては、現在各区長からの依頼に基づき行っております。今後に対してもそういったスタンスで考えていきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

区長の依頼でということだと区長がやらないでいいと言え、町民は参加できないんです。区長が開かないと決めてもですね、誰もが参加できるような場を設けることが町独自にできるんじゃないでしょうか。みんなが参加できる懇談会、ぜひ実施していただけないでしょうか。もう一度お願いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

やはり区長がその地区の代表でありますので、そちらからの要請があれば開催したいと考えております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

それでは区長が開催しないと決めた区の住民は町に意見を聞いてもらうことができないのでしょうか。町が独自に開くことが簡単にできるわけですから。かつても行っていますよね。ぜひご検討いただきたいと思います。多くの町民が一向に改善しないという状況を苦しんでいますけれども、何をしてもらえるかわからないと、対応に実効あるものが見られないということでためらっているという現状がありますので、ぜひ町民の声を直接聞き取っていただきたいと思いますということを申し上げたいと思います。続いてはですね、職員の分限免職と試用期間の延長についてお尋ねしたいと思います。先ほどのご答弁ではですね、延長の件数について9件と答えた理由について、人数が9人だったと、複数回の延長を受けた方がいたということでありましたが、私町に事前に聞き取りをしております。町によりますと、その人数と件数の差の5件ですね。2回延長処分を受けた方が3人いると。3回延長処分を受けた方が1人いるということを伺いました。3回も延長処分を受けるという職員の方はどのようなお気持ちでおられたのでしょうか。総務省はですね、地方公務員の会計年度任用職員制度の導入等にあたって、事務処理マニュアルを出しております。第2版というところから紹介しますと、次のように書いてございます。条件付き採用期間の延長については、このマニュアルは会計年度任用職員の方を対象にしていますので、会計年度任用職員の方について話しているんですけども、次が問題です。常勤の職員と同様、勤務日数不足の場合以外は想定しておらず、能力を実地で実証することが困難であることを理由として、条件付き採用期間を延長することは任命権者の都合により、身分が不安定な期間を延長することになり、適切でないというように書いております。このマニュアルを町は知っていて延長処分を行ってきたのでしょうか。総務省のマニュアルを見ますと、勤務日数が足りないという以外の理由で延長するのは適切ではないとの見解です。町の延長は適切だったと言えるのでしょうか。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

そういった見解もございますけれども、我々としては町で定めた規則に従って処分を行っておりますので、その辺は規則に沿って行っておりますということで回答させていただきます。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

町の規則に沿って延長処分を行っているということではありますが、町は令和5年の4月1日で条件付き採用の規則を改正しております。そこで条件付き採用期間を延長できる事由を定めた条文からですね、能力の実証が十分でないその他特別の事情がある場合という文言を削除しております。それにより、勤務日数不足の場合にこの延長の条件は限定されたものと私は思っております。今ですね、新入職員の方、またこれから東栄町の採用を希望するという方はですね、勤務日数以外の何らかの理由で延長処分を受けるまたは免職を受けるかもしれないという大きな恐怖をお持ちだと思います。この規則の改正によってですね、もう今後は勤務日数以外の理由では延長しないというふうに理解してよろしいのでしょうか、伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

そういった内容の規則改正を行っておりますので、今後も規則に基づいて実施していただきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はっきりさせておきたいんですけれども、勤務日数以外の理由で延長できないんですよね、この規則によると。その点を教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

我々としては規則に沿って事務を行っていききたいと思います。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お答えになっておりません。私がお尋ねしたのはですね、今後は勤務日数の不足以外の理由で延長しないのかということでありました。町がこの間、他の市町村と異なる理由で延長処분을繰り返してきたということは、私は件数から見て異常だという他ないというふ

うに考えます。職員確保が大変困難な状況にありながら、町の職員を志した若者たちを14回も試用期間を延長しました。うち2回延長された方が3人、3回延長された方がお1人です。私はですね、処分の濫用と受け取られても仕方がないものだというふうに思います。採用への悪影響を考えておられますか。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

全く理解に苦しむわけでありまして、延長、延ばすということは、我々最初先ほど総務課長がお話したように、採用は本当に困難でありますので、本来なら半年間で、その状況で以前もお話をしたと思いますが、辞めていただくか、今後続けてもらうかという状況です。ですから6ヶ月を延長させていただいた件数が先ほど言った通りであります。何とかその方を我々職員としても留めていただくためにですね、改善できるものは再度、いわゆる雇いですね、本採用をするという条件の中でやらせていただいておりますので、全く言っている意味が私には理解できません。よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

他の自治体になく町独自の理由で職員の方に延長通知を繰り返してきたということ、私自身の認識からするとですね、チャンスが与えられるというよりは、職を失いたくないという若者の心を弄んでいるように思われます。もし、町長の意に沿わないようなことをしたら延長されるのではないかと、そのように思われるのも当然ではないでしょうか。これでは、町長の意図がどうであれ、住民の福祉よりも町長の意向を優先する、そうした職員を生み出すことになってしまわないか。そのことを私は懸念を持っております。先ほどですね、もう1点確認させていただきたいんですけれども、能力の実証が不十分だという理由での延長が3名、心身の故障が6名ということがありましたけれども、免職の方の内訳をご答弁いただいておりますでした。教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

ちょっと今細かい数字を持ち合わせておりませんが、能力の実証が十分でないものが3件というふうに記憶をしております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

能力の実証が不十分という、どういう理由で能力の実証が不十分だったのか私達議会は全く知らないまま 3 人の方が職を奪われるという最も重い処分を受けてきたということが改めてわかりました。この東栄町独自の異常性、やはり職員確保の上でも働きやすい町役場になる上でもですね、絶対に改めていただかなくてはいけないというふうに考えますのでこれからも追求したいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

以上で 3 番、浅尾もと子議員の質問を終わります。ここで次の質問に移る前に休憩いたします。再開は 11 時 25 分といたします。なお揃い次第行いますのでよろしくお願いします。休憩いたします。

----- 4 番 櫻井孝憲 議員 -----

議長（加藤彰男君）

それでは皆さんお揃いですので、会議を再開いたします。先ほど議事日程を変更しておりますので、次は 4 番、櫻井孝憲議員の質問となります。

4 番、櫻井孝憲議員、質問を許します。

4 番（櫻井孝憲君）

4 番、櫻井孝憲です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問させていただきます。まずとうえい温泉についてです。とうえい温泉は、町内の人にとっては癒しの場所町外の人にとっては町に所運ぶ大きな目的の 1 つになる場所でもあると思います。限りある予算ではありますが、収益の配分について見直しを図り、施設の改修に投資できるように予算を修正し、臨時休業をしない施設を目指してリニューアルをしていただきたいと思っております。予算がないから改修しない。改修しないから臨時休業が増える。臨時休業するから収益が落ちる、そういう負のスパイラルから抜け出せるような経営戦略を企ていただき、とうえい温泉がますます地元の人々の癒しの場として、また観光資源として有効活用されるようお願いを込めて質問させていただきます。1 番のですね、配管損傷、修繕、機械修理等のため、臨時休業が今年 1 月から特に多いと感じております。本年度は延べ何日間臨時休業したのか。またその場合、アルバイトパートの方への給与保証されていたのか。臨時休業による損益は推定いくらになるのか。臨時休業を減らすための対策があるのか伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

執行部の回答を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

温泉につきまして配管損傷、修繕、機械修理等のために臨時休業が今年1月から特に多いと思うが、本年度は延べ何日間臨時休業をしたかということにつきましてですが、本年度は5月9日から2月13日まで10回16日間の臨時休業をしております。また、その場合アルバイトパートの方への給与保障はされていたのかということですが、パートタイム社員は本人の意向に沿った有給休暇の取得でもって対応しています。またフルタイム従業員につきましては、臨時休業に関係なく、通常業務に従事していただいております。臨時休業による損益は推定いくらになるかというご質問ですが、2月末現在で660万円と見込まれます。臨時休業を減らすための対策はあるのかという問いでございますが、開業以来23年余り経過しておりまして機械設備等の老朽化も目立つことから計画的なメンテナンスを実施する必要性がございます。また専門的知識を有する業者に定期的な点検作業を行ってもらい、故障の原因となりそうな箇所を予防的に修繕することが求められています。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

以前は臨時休業にパートタイム社員の給与補償はされていなく、現在は改善されたこと、理解いたしました。また、おおよそ10ヶ月前後の営業になるんですかね。損益も660万円。僕も正直多いと感じます。そういったことも理解いたしました。次に2番目の質問ですが、本年度の現時点での収支報告について、また売り上げに対する人件費率を伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

令和6年12月時点で130万円の赤字となっております。売上額では昨年同月比7.5%の増となっておりますが、重油、ガスなどの燃料費やその他各種仕入れ品の高騰により、支出が大幅に増加していることが要因となっております。売上に対する人件費につきましては、売上高に占める人件費の割合となりますが、令和6年12月末時点の純売上高1億1,998万6,155円、これは温泉、介護、食堂、売店、自販機の売り上げとなりますが、これに對しまして人件費が7,270万7,800円、従業員の給与、役員報酬、従業員賞与、法定福利費

が含まれます。これで割り返しますと 60.6%なりとなります。しかし、純売上高には営業外収益の町からの指定管理料収入を含めておりませんので、含めた場合につきましては 43.7%となります。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

わかりました。人件費率というものですが、中小企業庁による令和 4 年度中小企業実態超基本調査に基づいた人件費率は、ちなみにですけど、飲食サービス業は 38%で、製造業は 20%、情報通信業は 31%、小売業は 13%、卸売業は 6.8%なんですね。この人件費率をお聞きしたのは 1 つの目安として挙げさせていただいたということでした、この施設がどの部門に入るかはわかりませんが、人件費率が高いことがうかがえると思っております。人件費をどの部分にかければいいのか判断することも人件費改善に有効だと思いますが、人件費は平等に分配すればいいというものではなくて、適正な箇所に適正な人件費を投入することで業務効率を上げられ結果的に人件費率が改善すると思っております。働き時間など効率化を図ってほしいと願っております。次に、以前にも一般質問で回答をお願いしていた中長期経営計画は策定できたのか。出来たのであればその内容を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

とうえい温泉の中長期計画につきましては現在作成中となっております。内容につきましては、1 つ、経営理念ビジョン。2 つ、基本方針と戦略目標。3 つ、財政計画等の構成となっております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

温泉の骨組みとなるものですので、重要だと思います。まだ進捗が作成中ということで理解いたしました。次に、本年度の収支を踏まえた今後の方針を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

引き続き物価も上昇しており、収支はまだまだ厳しい状況にあるかと思います。今年度から始めました営業会議において利用者増を図るべく、できることから積極的に取り組んでいくこととしております。また、臨時休業とならないよう、施設整備を図るとともにお客様から信頼される、親しまれるとうえい温泉を目指し、社員従業員一同努力していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

再質問です。営業会議等の話し合いの機会も多いと伺っており、また実際に自分も今年になってから何度かとうえい温泉を訪れる中で以前とは雰囲気が変わってきており、賑わいのある魅力的な温泉施設になってきていると感じております。しかし、修繕、配管修理による臨時休業は思った以上に収支的にも売り上げ的にも影響していることもわかりました。また、売り上げ以外にも、せっかく温泉に来て臨時休業で来てくれた人に申し訳ないし、さらにファンを失っていることもあるかもしれません。臨時休業にならないよう、根本的に工事をしてもらった方がいいと思っております。認識を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

通常のメンテナンスは、メンテナンス期というのは3月と6月の期間が5日から1週間程度ですね。予定した部分の修繕、または緊急に修繕しなくてはならない箇所を整備しておりますが、開業から23年も経っているということで、機器の不具合は頻繁に出始めております。先ほど中長期計画というお話をさせていただきましたが、その計画とともに、施設整備の改修を行っていく必要があるため、建設設計に携わった業者などから提案等いただき、計画の見直しを含めて進めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

リニューアル改修の件、了解いたしました。三遠南信道の延伸、名古屋市、豊橋市、浜松市、短時間の移動が可能になる国道23号線、明豊道路が開通しました。東西軸の整備も進んでおり、さらに令和7年度中には東栄インターチェンジの開通見通しとなっております。ますますこのとうえい温泉の利活用、積極的な利活用をすることで、東栄町のこの

経済効果の波及も出てくると思っております。今まで改善してきておりますので、このままそれを続けていってほしいと願っております。次に大きい2番、東栄町における空き家の有効活用について質問させていただきます。東栄町の人口は、令和7年1月末について2,700人を切りました。特に最近、空き家が目立つようになってきたと感じております。平成28年3月の東栄町人口ビジョンによれば、推定人口は10年後の2035年に1,000人前後になり、20年後にはかなり減ってくるという予測を立てております。人口減少、超高齢化社会が進む中、現状をただ受け止めるだけではなく、10年、20年、30年、さらに50年を見据えたビジョンが大切で、今から対策を講じていかないと、近い将来、この町は大変なことになってしまうんじゃないかと思っております。開き直って、それなりの人口でやっていくこともできる。やらなければいけない。あるかもしれないんですが、人口が減ることは、生活関連サービスの縮小、共助機能の低下、防災防犯リスク、行政サービスの低下、労働力不足と地域経済の縮小、医療介護サービスの負担増加など多くの問題点が出てきます。先日の議会では、町長から移住定住も重要課題だとお話がありました。町外からの移住者に向けて、空き家を活用を促すことは、移住者にとっても、町にとってもwin winの関係が築けるチャンスとなります。空き家の有効活用から地域に明かりを灯したいと思って質問させていただきます。1番、昨年度の村本議員の質問と重複いたしますが、町の空き家の増減状況と現在の空き家の件数を伺いたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

空き家の件数につきましては平成30年度の調査では355件となっておりますけども、その後は全戸調査を行っていないため増減の状況については不明であります。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

わかりました。2番の空き家の実態調査をしたことがあるのか、また、しているのであれば、どのくらいの頻度で調査をしているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

実態調査がいわゆる全戸調査という認識でお答えします。空き家の全戸調査は平成30年度に行い、所有者の把握、状態や意向の把握などを行っております。実施の頻度につき

ましては5年に1度程度を行うことが望ましいと考えておりますけども、平成30年度以降、全戸調査は行えていない状況です。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

平成30年以降調査をしていない、実態調査をしていないこと、わかりました。これだけ人口が減り空き家が増えているということを踏まえると、5年に1度程度とあるんですが、毎年空き家はどのくらい増えているのか、そういった実態調査をしてもいいんじゃないかとは感じております。3番目、令和元年度に空き家に関する条例を作った際、計画と対策協議会を立ち上げていると過疎地域持続的発展計画に記載があります。計画の進捗、協議会の活動状況を伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

空き家等対策計画では空き家等の適切な管理の促進、空き家等の利活用の促進、空き家等の発生予防抑制を基本方針として空き家対策を展開することとしており、これに基づき管理が不適切な空き家への対応や、空き家バンクによる活用促進の取り組みを進めております。また、空き家等対策協議会は区長会長を初め不動産事業者、建築事業者、司法書士、土地家屋調査士の方で構成し、空き家の登録状況や成約状況等の活用実績の報告や、活用方法の検討、また管理不全空き家の調査による特定空き家への認定等を行っております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

今お聞きいたしました全戸調査は前回の実施から5年以上経っており、もっと頻回な調査が必要と思われます。調査をすることで、初めて賃貸または売却可能な物件を発掘できることもあると思いますので、それがなければ根本的に検討も活用できないんじゃないかなと思っております。4番、増加する空き家について、町はどうするべきか考えているか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

使用されていない空き家の活用は移住定住に繋がる有効な取り組みであると考えておりますので、できる限り所有者の意向を確認しながら活用できるものについては流通させると同時に、劣化が著しいなど管理が不適切となっている空き家については、適切な対応をしていただくよう勧奨していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

今活用できるものは流通させることが大事と話されましたように、空き家バンク、そういったものもありますので、たくさん物件を掲載してほしい。良い意味で移住者が選択するに迷ってしまうというふうにしてほしいなと思っております。次に、東栄町への定住以外にも、2地域居住等で暮らしたいと考えている人に対し、賃貸も含めて、空き家をもっと有効活用できないか。また、町の空き家バンクは賃貸物件が0件であるが、賃貸物件として活用できる空き家はないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

言われるように近年、全国的にも2地域居住の需要や取り組みが増えております。また空き家バンクについても必ず移住を要件とするものではございません。ただ、空き家バンクに物件を登録する際に、賃貸にするか、売買にするかの意向を所有者に確認しておりますが、家を手放したいと考えられている所有者が多いためどうしても売買物件が多くなる傾向にあります。しかしながら、売買物件であっても相談により賃貸となるケースもございますので、そのあたりは双方の意向に柔軟に対応できるよう努めております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

町には公営住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住住宅、空き家、民間アパートなど様々な住居の選択があります。少しこの賃貸ということにこだわってしまうようになるんですが、奥三河不動産屋さんの話を伺ったんですが、移住希望者は、空き家の賃貸の希望もそれなりにあり、ニーズがあるということをお話されておりました。それぞれ希望に合った住居を提案できることが重要ではないのかなと思っております。空き家を放置しては

勿体ない。所有者もどうしているのかわからない状態にあると思っておりますので、何とかしてほしいなと思っております。6番、先ほどの質問の実態調査に繋がることなんですが、固定資産税の納税者の多くが、町外在住の方だと聞いております。固定資産税の納税通知をする際に、現在居住していない空き家の管理に困っていないか、所有者の意向調査を一緒にできないのか、それがあれば手間が省けると考えております。行政として何か支援ができることを検討していることを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

町内に家屋があり、住民票が町外にある方へのアプローチとしましては、現在、住民税の家屋敷課税の対象を把握する際に、税務会計課で所有者に利用状況の調査を行っており、その際に、空き家を活用したり、手放したりしたいという意向を持った所有者がいた場合には、空き家バンク登録の紹介相談をさせていただいております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

この話となるとやっぱり窓口に来た人に限ってしまうことだと思うんですね。やっぱり納税通知を送るのであれば、その機会を利用して、空き家バンクの登録の意向確認することもできると思うんです。そういうのも検討してほしいと思いますし、家というのは、やっぱり先祖代々からの家をなかなか手放したくないっていう方もいると思うんです。売却ではなく、賃貸ならいいと考える方もいると思っております。幅広い選択肢で、積極的に空き家が活用されるような対策を考えることをぜひ検討してほしい。7番、賃貸や売買に繋がらない要因として、僕が思うにはですね、1つは空き家の片付けが容易でないことが挙げられると思うんです。例えば空き家の片付けを家主の負担にするのではなく、片付けないままでも良いという人に、賃貸売却するなど、様々な工夫が必要になり、また別の要因としては空き家バンクの物件概要に修繕が必要と記載されておるんですが、最低どのぐらい費用か見当がつかないので、具体的に購入の検討に至らないのではないか。いろいろと考えてしまうんですが、行政として賃貸売買を促進するための支援策を検討できないのか伺いたいと思います。また、大規模な補修が必要な物件もあることから、町の空き家活用し、支援補助金30万円では足りないのではないか。国の補助金などを利用した空き家の改修予算取りできないのかも伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

空き家の片付けにつきましては、町の空き家活用支援補助金においては所有者に限らず、入居者が利用することも可能としており、実際に入居者が補助金を利用される場合も多くあります。改修費用の目安につきましては、相談を進める中で、協定を結んでいる奥三河不動産が見積もりを取るなどのサポートを行っておりますし、利用希望者がどの程度修繕されるかにもよりますが、補助金も町内事業者による施工等の加算を含めると最大50万円まで補助が可能となっておりますので、居住に支障がない程度の改修は可能であると認識しております。国や県の補助制度につきましては、補助要件として、不要物の片付けや町内の転居が対象外となる等の要件もあり、難しい部分もありますが、効果的に活用できるものにつきましては、活用を検討していきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

わかりました。では次に移ります。8番、国や県からの補助金と言わず、町で予算をつけて、年に1件や2件でもいいので使える空き家を有効活用して、町のニーズに合わせた移住者を逆に誘致し、町の活性化に繋げることができないのか伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

10年ほど前に国の補助を受け町が空き家を改修して10年間借り上げ、希望者に貸し付ける定住促進空き家活用住宅、こちらを行っており移住定住に一定の効果が得られていると認識しております。今後も空き家バンクのマッチングを中心として、移住定住を進めていくよう考えておりますが、より移住定住に結びつくような効果的な手段の検討につきましては引き続き行い、定住者の確保に努めていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

ありがとうございます。徳島県の神山町というところでは、移住者を逆指名して町をデザインしていくということで有名なんです。地域に雇用がないのであれば、仕事を持った人に移住してきてもらう。空き家を1つの武器にして、ピンポイントで逆指名をしようという考えのところなんです。逆指名というのは、例えばですけど東栄町のニーズがパン屋は多

いんですけど、パン屋がないということであれば、そこへ貸し出すので、受け入れ側が職種を特定限定してしまうということです。もちろん、町のニーズ、町をデザインするという話し合いも大事だと思います。人口は減ってきます。わくわくする町、東栄町を目指して、そういう町になって、活気が生まれていったらいいと考えております。東栄町のニーズ、まずは空き家対策は、まちづくりの根本に立ってくる課題の1つだと思いますので、力を込めて提案させていただきました。ありがとうございます。以上で質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で4番、櫻井孝憲議員の質問を終わります。以上で本日の一般質問を終了いたします。傍聴の方々も傍聴ありがとうございました。次回は会期日程に基づき、12日水曜日午前10時より、予算特別委員会を行います。本日はこれにて散会いたします。